明海大学歯学同窓会福祉共済規程

第1条(総則)

この規程は、明海大学歯学部同窓会(以下、「本会」という)会則第47条に基づきこれを定める。

第2条(目的)

本規程は、会員の相互扶助の精神に則り、会員の福祉、共済を図ることを目的とする。

第3条(業務)

- 1. 本会は、前条の目的を達成するために死亡、火災、災害、及び慶事において、 本規程に定められた業務を遂行する。
- 2. 福祉部常務理事が、本業務を総轄する。
- 3. 福祉部理事は、常務理事の旨を受けて業務を分掌する。

第4条(支給)

- 1. 会員の慶弔、火災、災害にあたっての支給は、次の通りとする。
 - 1) 死亡
 - ・正会員

弔電、花輪又は生花一基を送る。

- ・正会員の家族(一親等、配偶者)・ 市電、花輪又は生花一基を送る。
- ・準会員並びにその家族(一親等、配偶者) 弔電を送る。
- ・明海大学歯学部名誉教授、教授、名誉会員 弔電、花輪又は生花一基を送る。
- 2) 火災・災害見舞金(城西歯科大学及び明海大学歯学部の卒業者の診療所又は住居全焼、災害)
 - ・見舞金1万円を送る。
- 3)慶事
 - ・正会員の結婚

祝電を贈る。

4) 上記以外の場合は常務理事会において決定する。

第5条(財源)

本規程における支給は、本会会計より支出される。

第6条(送達)

本規程における送達は本会会長の名で送るものとする。

第7条(支部長の協力)

支部長は、支部会員に有事ある時は速やかに本会に報告して、本規程の執行に協力しなければならない。

第8条 (規程の変更)

本規程を変更しようとするときは、代議員会の議決を経なければならない。

第9条(付 則)

本規程は平成26年 4月 1日より施行する。

本規程は平成29年 4月 1日より施行する。

本規程は令和 2年 4月 1日より施行する。